



市 章

大津市公報

平 成 25 年 3 月 29 日
号 外 (第 23 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

規 則	
34	大津市行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
35	大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則..... 4
36	大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 4
37	大津市公印規則の一部を改正する規則..... 5
38	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 6
39	大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... 6
40	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 6
41	大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... 7
42	大津市財務規則の一部を改正する規則..... 7
43	大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 8
訓 令	
4	大津市事務決裁規程の一部改正..... 8
5	大津市職員の人事評価に関する規程の一部改正..... 10
6	大津市保健所事務決裁規程の一部改正..... 10
訓 令	
消 防 局 訓 令	
1	大津市消防局事務決裁規程の一部改正..... 11
消 防 局 訓 令	
2	大津市消防署の組織に関する規程の一部改正..... 11
3	大津市消防職員安全衛生管理規程の一部改正..... 11

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第34号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「財政課」を「財政課
行政改革推進課」に改め、「子育て支援係」を削り、「観光振興課 企画係

施設係」を「観光振興課」に改め、同条第 3 項中「行政改革推進室
国際交流室」を「国際交流室」に、「職員健康

「職員健康管理室
管理室」を行政改革推進課に、「市民相談室」を「市民相談室」を
文化・青少年課
いじめ対策推進室 に改め、同
福祉政策課
公共施設マネジメント推進室」
幼保連携推進室」

条第 6 項中「農林水産課所属
放牧場」を「廃棄物減量推進課所属
リサイクルセンター木戸」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「財政課」の次に、「観光振興課」を、「産業廃棄物対策課」の次に、「不法投棄対策課」を加える。

第 3 条第 1 項政策調整部の表情報システム課情報管理系の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

情報セキュリティ対策に関すること。

第 3 条第 1 項政策調整部の表情報システム課システム第 2 係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 1 項総務部の表職員課の項第 25 号中「課」の次に「及び職員健康管理室」を加え、同部の表財政課の項の次に次のように加える。

行政改革推進課	行政改革の推進に関すること。 行政評価制度に関すること。 権限移譲に関すること。 課の一般庶務に関すること。
---------	---

第 3 条第 1 項総務部の表契約検査課契約係の項第 1 号中「建設工事の契約」を「建設工事等の入札及び契約」に改め、同係の項第 2 号を次のように改める。

建設工事等に係る業者の入札参加申請に関すること。

第 3 条第 1 項総務部の表契約検査課契約係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

入札監視委員会に関すること。

第 3 条第 1 項総務部の表契約検査課調達係の項第 1 号中「契約」を「入札及び契約」に、同係の項第 2 号中「指名等」を「入札参加申請」に改め、同条第 1 項市民部の表自治協働課自治協働係の項第 1 号中「に係る企画」を削り、同係の項第 7 号の次に次の 4 号を加える。

市民公益活動の促進に関すること。

部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

公印の保管に関すること。

課及び市民相談室の一般庶務に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課事業管理係の項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加え、第 6 号から第 8 号までを削る。

支所等の一般庶務に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課生活安全係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

大津市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 49 号）に基づく施策等の推進に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉政策課の項を次のように改める。

福祉政策課	福祉政策係	福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。 部内の事務事業に係る調整に関すること。 大津市社会福祉審議会に関すること。 社会福祉統計に関すること。 大津市ふれあいプラザの指定管理者による管理に関すること。 民生委員及び児童委員に関すること。 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護に関すること。 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用業務に関すること。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付に関すること。 社会福祉法人大津市社会福祉協議会との調整に関すること。 成年後見制度利用支援に関すること。 福祉バス（高齢者団体及び健康づくりに関する団体の利用に関するものを除く。）に関すること。 無料低額宿泊所及び無料低額診療事業に関すること。 子育て支援施策の総合企画及び総合調整に関すること。 子育て総合支援センター、ふれあいセンター及び児童館との連絡調整に関すること。 児童館の施設の整備に関すること。 ふれあいセンター及び児童館の一般庶務に関すること。 部内の連絡に関すること。 公印の保管に関すること。 課の一般庶務に関すること。
-------	-------	--

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表障害福祉課の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第 1 項産業観光部の表産業政策課勤労係の項第 8 号中「財団法人大津市勤労者互助会」を「一般財団法人大津市勤労者互助会」に改め、同部の表観光振興課の項を次のように改める。

観光振興課	<p>観光振興に係る企画に関すること。</p> <p>観光資源の開発及び整備並びに観光振興組織の整備に関すること。</p> <p>公益社団法人びわ湖大津観光協会その他の関係諸団体との連絡調整に関すること。</p> <p>国際観光の推進に関すること。</p> <p>観光振興に係る助成金に関すること。</p> <p>観光統計に関すること。</p> <p>観光施設の整備及び管理運営に関すること。</p> <p>温泉に関すること。</p> <p>市営水泳場に関すること。</p> <p>大津祭曳山展示館、旧竹林院、公人屋敷、比良とびあ及びおごと温泉観光公園の指定管理者による管理に関すること。</p> <p>課の一般庶務に関すること。</p>
-------	---

第 3 条第 1 項産業観光部の表農林水産課農業係の項第 17 号中「、鳥獣害対策室及び放牧場」を「及び鳥獣害対策室」に改め、同部の表田園づくり振興課田園振興係の項第 1 号中「農業農村整備事業」を「団体営土地改良事業」に改め、同係の項第 4 号を同係の項第 5 号とし、同係の項第 3 号を同係の項第 4 号とし、同係の項第 2 号中「老朽ため池整備事業」を「ため池整備事業」に改め、同号を同係の項第 3 号とし、同係の項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

農地の保全活動の支援に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表田園づくり振興課保全管理係の項第 1 号を次のように改める。

地すべり防止事業の実施に係る関係団体との連絡調整に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表田園づくり振興課保全管理係の項第 4 号中「農用地内の」の次に「農業の用に供する」を加え、同条第 1 項環境部の表環境政策課環境保全係の項に次の 2 号を加える。

ラムサール条約に関すること。

保護樹木及び保護樹林に関すること。

第 3 条第 1 項環境部の表廃棄物減量推進課リサイクル推進係の項第 6 号中「課」の次に「及びリサイクルセンター木戸」を加え、同号を同係の項第 7 号とし、同係の項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

リサイクルセンター木戸との連絡調整に関すること。

第 3 条第 1 項環境部の表廃棄物減量推進課指導係の項第 6 号を次のように改める。

本市の設置する一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の統括に関すること。

第 3 条第 1 項環境部の表廃棄物減量推進課生活排水係の項第 9 号を次のように改める。

本市の設置するし尿処理施設の統括に関すること。

第 3 条第 1 項建設部の表交通・建設監理課の項中第 16 号を第 18 号とし、第 8 号から第 15 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

公共駐車場の指定管理者による管理に関すること。

駐車場事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。

第 3 条第 1 項建設部の表道路管理課管理係の項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同部の表建築課施設管理支援係の項に次の 1 号を加える。

市有施設等の保全に係る調査及び研究に関すること。

第 3 条第 3 項の表債権管理室の項第 1 号中「支援」を「指導・助言」に改め、同条第 3 項の表コンプライアンス推進室の項第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

包括外部監査に関すること。

第 3 条第 3 項の表行政改革推進室の項を削り、同条第 3 項の表職員健康管理室の項の次に次のように加える。

公共施設マネジメント推進室	<p>公共施設のあり方の検討に関すること。</p> <p>公共施設に関する基本方針に関すること。</p> <p>公共施設の管理の最適化に関すること。</p> <p>室の一般庶務に関すること。</p>
---------------	---

第 3 条 第 3 項の表市民相談室の項の次に次のように加える。

いじめ対策推進室	いじめ対策の推進に関すること。 いじめ相談に関すること。 大津の子どもをいじめから守る委員会に関すること。 いじめの防止に関する行動計画に関すること。 その他いじめ対策に関すること。 室の一般庶務に関すること。
幼保連携推進室	幼保一体化の推進に関すること。 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた準備に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 室の一般庶務に関すること。

第 3 条 第 4 項の表大津駅西地区区画整理事務所の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。
大津駅西地区における都市再生住宅の管理に関すること。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において政策調整部企画調整課行政改革推進室の主査の職を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって総務部行政改革推進課の主査の職を命ぜられたものとみなす。

3 施行日の前日において政策調整部企画調整課参事兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって総務部行政改革推進課参事兼務を命ぜられたものとみなす。

4 施行日の前日において政策調整部企画調整課行政改革推進課副参事兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、兼務を免ぜられたものとみなす。

(大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

第 2 条 大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則 (平成21年規則第25号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「大津市役所政策調整部企画調整課行政改革推進室」を「大津市役所総務部コンプライアンス推進室」に改める。

(大津市行政改革推進委員会規則の一部改正)

第 3 条 大津市行政改革推進委員会規則 (平成24年規則第123号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策調整部企画調整課行政改革推進室」を「総務部行政改革推進課」に改める。

(大津市公共施設マネジメント推進委員会規則の一部改正)

第 4 条 大津市公共施設マネジメント推進委員会規則 (平成24年規則第124号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策調整部企画調整課行政改革推進室」を「総務部行政改革推進課公共施設マネジメント推進室」に改める。

大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第35号

大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計管理者の補助組織に関する規則 (昭和40年規則第20号) の一部を次のように改正する。

第 5 条出納係の項第 9 号を次のように改める。

歳入調定通知書、戻入命令書及び歳計外受入調定書の受付に関すること。

第 5 条審査係の項第 1 号中「支出命令書」の次に「、戻出命令書、歳計外払出命令書」を加える。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第36号

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則（平成10年規則第24号）の一部を次のように改正する。本則中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

大津市リサイクルセンター木戸設置条例（平成25年条例第20号）第 4 条に規定する会議室の使用の許可、同条例第 6 条に規定する使用料の減免の決定及び同条例第 7 条ただし書に規定する還付の決定に関する事務
リサイクルセンター木戸所長

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第37号

大津市公印規則の一部を改正する規則

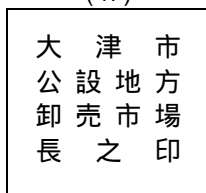
大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表大津市公設地方卸売市場長之印の項を削り、別表第 1 職印の表大津市立比良保育園長之印の項中「34」を「33」に、「46」を「45」に改め、別表第 1 職印の表大津市立和邇保育園長之印の項中「35」を「34」に、「47」を「46」に改め、別表第 1 職印の表大津市立葛川保育園長之印の項中「36」を「35」に、「48」を「47」に改め、別表第 1 職印の表大津市立伊香立保育園長之印の項中「37」を「36」に、「49」を「48」に改め、別表第 1 職印の表大津市立堅田保育園長之印の項中「38」を「37」に、「50」を「49」に改め、別表第 1 職印の表大津市立天神山保育園長之印の項中「39」を「38」に、「51」を「50」に改め、別表第 1 職印の表大津市立唐崎保育園長之印の項中「40」を「39」に、「52」を「51」に改め、別表第 1 職印の表大津市立ひえい平保育園長之印の項中「41」を「40」に、「53」を「52」に改め、別表第 1 職印の表大津市立皇子が丘保育園長之印の項中「42」を「41」に、「54」を「53」に改め、別表第 1 職印の表大津市立逢坂保育園長之印の項中「43」を「42」に、「55」を「54」に改め、別表第 1 職印の表大津市立朝日が丘保育園長之印の項中「44」を「43」に、「56」を「55」に改め、別表第 1 職印の表大津市立膳所保育園長之印の項中「45」を「44」に、「57」を「56」に改め、別表第 1 職印の表大津市立晴嵐保育園長之印の項中「46」を「45」に、「58」を「57」に改め、別表第 1 職印の表大津市立大平保育園長之印の項中「47」を「46」に、「59」を「58」に改め、別表第 1 職印の表に次のように加える。

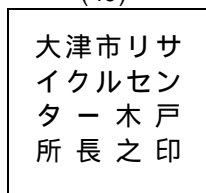
大津市公設地方卸売市場長之印	47	59	てん書	方18	1	公設地方卸売市場の会議室の使用許可書 その他公設地方卸売市場長名をもって発する文書用	公設地方卸売市場長
大津市リサイクルセンター木戸所長之印	48	60	てん書	方18	1	リサイクルセンター木戸の会議室の使用許可書その他リサイクルセンター木戸所長名をもって発する文書用	リサイクルセンター木戸所長

別表第 2 職印の項中第33号を削り、第34号を第33号とし、第35号から第47号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項に次の 2 号を加える。

(47)



(48)



附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第38号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表理事の項の次に次のように加える。

環境企画監	環境部	環境施策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	-----	--

第 2 条第 1 項の表行政改革推進監の項中「政策調整部」を「総務部」に改め、同条第 2 項の表次長及び管理監の項を次のように改める。

次長		所長を補佐するとともに、危機管理に関する事務その他事務を処理する。
----	--	-----------------------------------

第 2 条第 3 項の表所長の項中「国民健康保険診療所」の次に「、リサイクルセンター木戸」を加え、同表場長の項を削り、同条第 4 項の表次長の項の次に次のように加える。

管理監	事務局	特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の執行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-----	--

第 2 条第 4 項の表参事の項中「又は分室」を「、分室又は訪問看護ステーション」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第39号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

滋賀県土地開発公社

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第40号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表 5 級の項中「中すこやか相談所長及び」を「堅田すこやか相談所長、」に改め、「膳所すこやか相談所長」の次に「及び瀬田すこやか相談所長」を加え、別表第 1 第 1 項の表 6 級の項中「、堅田すこやか相談所長、瀬田すこやか相談所長及び訪問看護ステーション所長」を「及び中すこやか相談所長」に改め、「、副所長（堅田駅西口土地区画整理事務所副所長に限る。）」を削り、別表第 1 第 1 項の表 7 級の項中「、和

遡保育園長」及び「瀬田支所次長」を削り、「北部クリーンセンター次長」を「大津クリーンセンター次長」に、「北部地域文化センター次長」を「科学館次長」に改め、「(6級に掲げられた副所長を除く。)」を削り、「館長(9級に掲げられた館長を除く。)」を「館長、副館長」に改め、別表第1第1項の表8級の項中「副館長」を削り、別表第1第1項の表9級の項中「理事」の次に「環境企画監」を加え、「館長(歴史博物館長に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第41号

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則(平成19年規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の部課長及び課長相当職の款6級の項及び医療職給料表の部課長及び課長相当職の款6級の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第42号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第97条中「及び指定代理金融機関」を削る。

第115条に次の1項を加える。

2 各課の課長は、前項の規定により作成した収入予定計画書又は支出予定計画書の収入又は支出の予定に変更が生じたときは、速やかに会計管理者に報告しなければならない。

第121条第1項第2号を次のように改める。

仮受金 仮受金(市県民税)

第122条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、報酬等に係る源泉所得税の受入調定については、各課の課長が所定の様式による所得税控除内訳表によって確認したところに基づき、支出命令を行った時にされたものとみなす。

第125条の2を次のように改める。

(歳入歳出外現金の繰越しの通知)

第125条の2 各課の課長は、歳入歳出外現金を翌年度に繰り越すときは、当該翌年度の4月25日までに所定の様式による歳入歳出外現金繰越通知書を会計管理者に送付しなければならない。

第136条第1項中「共用備品」を「供用備品」に改める。

第137条第4項第4号中「大津市立図書館」の次に「、大津市立和邇図書館」を加え、同項第6号を削る。

第139条第1項中「共用備品」を「供用備品」に改め、同条第2項中「とともに、備品番号を記載した備品ラベルを当該備品の所管課の出納員に交付して、貼付させなければならない」を「ものとする」に改め、同条第3項前段中「前項」を「前項本文」に改め、「とき」の次に「、又は前項ただし書の規定により備品ラベルを作成したとき」を加え、同項後段中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 会計管理者は、前項の規定により備品を備品台帳に登録したときは、備品番号を記載した備品ラベルを当該備品の所管課の出納員に交付するものとする。ただし、大津市立小学校及び中学校で使用する備品にあっては、当該学校の出納員が備品ラベルを作成するものとする。

第140条の見出し及び同条第1項中「共用備品」を「供用備品」に改め、同条第2項中「共用備品の」を「供用備品の」に、「各課の出納員に対し、所定の様式による備品交付通知書を送付するとともに、当該申請のあった共用備品を」を「電子情報処理組織を使用して当該申請のあった供用備品の交付を承認するとともに、各課の

出納員に対し、当該供用備品を」に改める。

第141条（見出しを含む。）中「共用備品」を「供用備品」に改める。

第142条の見出し及び同条第1項中「共用備品」を「供用備品」に改め、同条第2項中「共用備品」を「供用備品」に、「当該これらの課の出納員にそれぞれ所定の様式による備品所管換え通知書を送付する」を「電子情報処理組織を使用して当該申請のあった供用備品の所管換えを承認する」に改め、同条第3項中「共用備品」を「供用備品」に、「決定」を「承認」に改める。

第143条（見出しを含む。）中「共用備品」を「供用備品」に改める。

第144条（見出しを含む。）中「非共用備品」を「非供用備品」に改める。

第145条の見出し中「非共用備品」を「非供用備品」に改め、同条第1項中「非共用備品」を「非供用備品」に改め、「総務部契約検査課長に」の次に「当該非供用備品から外した備品ラベルを貼付した」を加え、同条第2項中「非共用備品の登録の」を「非供用備品の登録の」に改め、「ときは」の次に「、電子情報処理組織を使用して当該申請のあった非供用備品の登録の抹消を承認するとともに」を加え、「非共用備品の登録を」を「当該非供用備品の登録を」に改め、「し、各課の出納員に所定の様式による備品登録抹消通知書を送付」を削り、同条第3項中「非共用備品の」を「非供用備品の」に、「当該非共用備品から備品ラベルを外したうえ、廃棄をし」を「当該非供用備品を廃棄し」に改める。

第150条第2項及び第3項中「非共用備品」を「非供用備品」に改める。

第161条第1項中「発令後7日以内に」を「発令の日までに」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「引継ぎがなければ」を「引き継ぎがなければ」に改める。

第163条の次に次の1条を加える。

（徴収事務等受託者の検査）

第163条の2 会計管理者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2及び介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により徴収又は収納の事務を委託した私人について、その事務の状況を検査するものとする。

第164条中「前条」を「第163条」に改める。

別表第1中「20万円以上の建物補修」を「30万円以上の建物補修」に、「20万円未満の建物補修」を「30万円未満の建物補修」に改める。

別表第3中「大津市母子・父子家庭入学卒業祝金支給要綱」を「大津市母子・父子家庭等入学祝金支給要綱」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第43号

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局の組織に関する規則（昭和44年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「次長」の次に「、管理監」を加え、同条第2号中「課長補佐」を「参事、課長補佐、副参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第4号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

第2条第11号中「（次号に規定する副所長を除く。）」を削り、「北部クリーンセンター次長」を「大津クリーンセンター次長」に改め、同条第12号中「、副所長（堅田駅西口土地区画整理事務所副所長に限る。）」を削り、同条第13号中「、場長及び係長」を「及び係長」に改める。

第5条の2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 環境企画監は、市長、副市長又は環境部長の命を受け、環境施策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、環境企画監は、市長又は副市長が定めるものについては部長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 第 3 項中「政策調整部長」を「総務部長」に改める。

第 11 条第 1 項第 5 号中「大津市庁舎管理規則」の次に「(昭和 42 年規則第 4 号)」を加える。

第 16 条第 4 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

公共施設マネジメント推進室 行政改革推進課長

第 16 条第 4 項中第 22 号を第 25 号とし、第 19 号から第 21 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 18 号を第 20 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(21) リサイクルセンター木戸 廃棄物減量推進課長

第 16 条第 4 項中第 17 号を第 19 号とし、第 11 号から第 16 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 10 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

幼保連携推進室 福祉政策課長

第 16 条第 4 項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

いじめ対策推進室 文化・青少年課長

別表第 1 号の表 3 の部 15 の項を次のように改める。

15 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理 重要なもの 一般的なもの 軽易なもの								財政課長	合議は、予算(将来の財政負担を含む。)を伴うものに限る。
---	--	--	--	--	--	--	--	------	------------------------------

別表第 1 号の表 7 の部 1 の項中「1 億円」を「1 億 5,000 万円」に改め、同号の表 9 の部 9 の項中「総務部長」を「総務部長
(総務課長)」に改め、別表第 2 号総務部の表総務課の部 6 の款を削り、同号総務部の表職員課の部 8 の

「
」
款 2 の項中
」
」
に改め、同課の部

10 の款 6 の項中「育児休業」を「休業」に改め、同号総務部の表契約検査課の部 1 の款 3 の項中「1 億円」を「1 億 5,000 万円」に改め、同課 4 の項中「3,000 万円」を「5,000 万円」に改め、同号健康保険部の表介護保険課の部 4 の款 1 の項及び 2 の項を次のように改める。

1 介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者並びに地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の選定									
2 指定居宅サービス事業者等の指定及び介護老人保健施設の開設の許可									

別表第 2 号産業観光部の表田園づくり振興課の部 3 の款中「土地改良事業計画に」を「土地改良事業の施行許可に」、 「認可」を「施行許可」に改め、同号環境部の表環境政策課の部 1 の款を削り、同課の部 2 の款を 1 の款とし、同号環境部の表不法投棄対策課の部 1 の款 3 の項を次のように改める。

3 許可事業者に対する改善勧告、措置命令及び許可の取消し 重要なもの その他のもの										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号都市計画部の表住宅課の部 1 の款 3 の項を次のように改める。

3 明渡請求訴訟の遂行方針における基本事項の決定									総務部長 (総務課長)
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

別表第 2 号都市計画部の表建築指導課の部の次に次のように加える。

大津駅西地区区画整理事務所	1 都市再生住宅の管理に関する事務	1 模様替え、増築及び工作物の設置の承認 2 明渡請求及び明渡期限の延長の決定 3 明渡請求訴訟の遂行方針における基本事項の決定								総務部長 (総務課長)
	2 都市再生住宅入居者に関する事務	1 入居者の決定 2 同居及び承継入居の承認								

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 5 号

大津市職員の人事評価に関する規程（平成22年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

第 4 条第 2 項中「及び第10条から第12条まで」を「、第10条及び第11条」に改め、同条第 3 項中「第12条」を「第11条」に改める。

第11条中「第18条第 2 項」を「第17条第 2 項」に、「第 1 次評価者がこれを」を「被評価者に」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第16条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第17条第 1 項中「第15条第 4 項」を「第14条第 4 項」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 6 号

大津市保健所事務決裁規程（平成21年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**大 津 市 訓 令
大津市消防局訓令 第 1 号**

大津市消防局事務決裁規程 (平成23年 ^{訓 令} 消防局訓令 第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美
大津市消防局長 新 宮 裕

第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

参事 署長が定めるものについては、大津市事務決裁規程第 2 条第11号に規定する課長と同等の職務権限
附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 2 号

大津市消防署の組織に関する規程 (昭和44年消防本部訓令第 5 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

大津市消防局長 新 宮 裕

第 2 条第 3 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

参事

第 2 条第 6 項中「副署長」の次に「又は参事」を加える。

第 3 条中第 7 項を第 8 項とし、第 2 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 参事は、上司の命を受けて担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

第 4 条第 1 号中「副署長」の次に「、参事」を、「署長補佐」の次に「、副参事」を加える。

第 6 条第 2 項中「大津市木戸29番地の 3 」を「大津市木戸58番地」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市消防局訓令第 3 号

大津市消防職員安全衛生管理規程 (昭和59年消防本部訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

大津市消防局長 新 宮 裕

第 6 条第 2 項中「消防総務課長」の次に「、同課参事」を、「各消防署にあつては」の次に「参事又は」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。